

農研機構発ベンチャー企業に対する出資及び支援の実施に関する規程

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 出資（第4条～第10条）
- 第3章 支援（第11条～第19条）
- 第4章 管理（第20条～第23条）
- 第5章 委員会（第24条）
- 第6章 雑則（第25条・第26条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成11年法律第192号）第14条第1項第6号及び第7号並びに第14条の2の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が実施する科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号。以下「法」という。）第34条の6に規定する出資並びに法第34条の4に規定する支援及び措置並びに法第34条の5に規定する株式又は新株予約権の取得及び保有に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 研究開発の成果 農研機構において役職員が試験及び研究並びに調査に係る業務の結果において得られた成果のうち、農研機構が所有する知的財産権（知的財産権実施規程（13規程第42号）第2条第1号に規定する知的財産権をいう。以下同じ。）をいう。
- 二 成果活用事業者 農研機構の研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者（株式会社又は株式会社の起業を予定している者に限る。）をいう。
- 三 支援 農研機構の研究開発の成果の普及及び活用の促進に必要な支援をいう。
- 四 建物 不動産管理規程（13規程第52号）第6条第1項第2号に掲げる建物（建物附属設備を含む。）をいう。
- 五 物品 物品管理規程（13規程第51号）第3条第1項に規定する物品をいう。
- 六 金銭出資 農研機構の自己収入（国民負担に帰さない収益（運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等以外の収益）をいう。）をその原資として金銭を出資することをいう。

- 七 現物出資 農研機構が所有する知的財産権、建物又は物品を出資することをいう。
- 八 研究所 組織規程（２７規程第１３９号）第５条に規定する研究所をいう。
- 九 新事業推進管理役 本部事業開発部新事業推進管理役をいう。
- 十 スタートアップ管理役 本部管理本部スタートアップ管理役をいう。
- 十一 業務改革推進室長 本部管理本部業務改革推進室長をいう。

（利益相反マネジメント）

第３条 農研機構は、この規程に基づく出資又は支援を実施することにより生じ得る利益相反について、研究活動における利益相反マネジメント実施規程（２３規程第１２０号）のほか、理事長が別に定めるところに従い、適切に対処するものとする。

第２章 出資

（出資の対象等）

第４条 農研機構は、成果活用事業者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものに対し、出資を行うことができるものとする。

- 一 事業の実施により農研機構の研究開発の成果の社会実装の実現が見込まれるものであること。
- 二 株式会社にあつては起業した日から５年を超えていないこと、株式会社の起業を予定している者にあつては３年以内に起業を予定していること。
- 三 事業の実施に必要な技術的能力並びに企業経営に必要な経営能力、経営体制及び財務基盤を有していること。
- 四 資金計画及び出口戦略を含む経営戦略が適切であること。
- 五 事業内容及び事業計画が適切であつて、当該事業が有望かつ社会的要請に適合するとともに市場性及び成長性が見込まれること。
- 六 次のアからオまでに掲げる事項のいずれかに該当すること。
 - ア 農研機構の役員が、任命権者の承認を得て、役員等（職員の兼業取扱規程（１８規程第８５号）第２条第２号に規定する役員等をいう。以下同じ。）に就いていること、又は就くことが明らかなこと。
 - イ 農研機構の職員（職員就業規則の適用を受ける職員に限る。）が、役員等兼業（職員の兼業取扱規程第２条第２号に規定する役員等兼業をいう。）の承認を得て、役員等に就いていること、又は就くことが明らかなこと。
 - ウ 農研機構の定年前再雇用職員（定年前再雇用職員就業規則の適用を受ける職員をいう。）、再雇用職員（再雇用職員就業規則の適用を受ける職員をいう。）又は契約職員（契約職員就業規則の適用を受ける職員をいう。）が、役員等に就いていること、又は就くことが明らかなこと。
 - エ かつて農研機構の役職員として在職していた者が、役員等に就いていること、又は就くことが明らかなこと。
 - オ 事業活動において活用し、又は活用しようとする農研機構の研究開発の成果について、知的財産権実施規程に基づく実施又は利用の許諾が決定されていること、又は決定されることが明らかなこと。

七 反社会的勢力（反社会的勢力への対応に関する規程（２８規程第１５８号）第２条に規定する反社会的勢力をいう。）に該当しないこと。

- ２ 農研機構は、出資を行うに当たり必要があると認める場合には、当該成果活用事業者の株式を取得することができるものとする。この場合において、取得する株式の数は、理事長が特に必要と認める場合を除き、当該成果活用事業者の発行済株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を有するものとみなされる株式を含む。第１４条第２項において同じ。）の総数の２分の１未満の数としなければならない。

（出資の内容）

第５条 農研機構が行う出資は、金銭出資若しくは現物出資又はその両方とする。

- ２ 金銭出資は、１成果活用事業者につき最長３年間とし、その金額は、理事長が特に必要と認める場合を除き、１年当たり１，０００万円及び３年間の合計金額２，０００万円を限度とする。
- ３ 現物出資する知的財産権、建物又は物品の評価額は、市場における取引価格等に照らして合理的な範囲内で設定するものとする。
- ４ 現物出資をする場合において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第２条第１項に規定する補助金等で購入したものについては、原則として同法第２２条に定める手続を終えたもの又は減価償却を終えたものを出資するものとする。

（出資の申請）

第６条 農研機構による出資を希望する成果活用事業者は、別に定める出資認定申請書により農研機構に申請しなければならない。

（出資の審査、決定等）

- 第７条 理事長は、前条の規定による出資を希望する申請があつた場合には、当該申請をした成果活用事業者が第４条第１項各号に掲げる要件を満たしているかどうかの審査を第２４条第１項に規定する投資等審査委員会（以下「投資等審査委員会」という。）に諮るものとし、投資等審査委員会は当該審査の結果を同項に規定する出資検討委員会（以下「出資検討委員会」という。）に報告するものとする。
- ２ 出資検討委員会は、投資等審査委員会から前項の報告を受けた場合には、当該報告に係る成果活用事業者に対する出資の適否、内容及び条件に係る検討を行い、その結果を理事長に報告するものとする。
- ３ 理事長は、出資検討委員会から前項の報告を受けた場合には、その結果を役員会に付議した上で、当該結果に係る成果活用事業者に対する出資の適否、内容及び条件を決定するものとする。
- ４ 理事長は、前項の規定により決定した事項について、当該決定に係る成果活用事業者に対し、別に定める出資検討結果決定通知書により通知するものとする。
- ５ スタートアップ管理役及び業務改革推進室長は、第３項の規定により理事長が決定し

た出資の内容及び条件について、当該決定に係る部署に通知するとともに、次条第1項に規定する出資に関する契約の具体的な内容及び条件その他出資に必要な事項の調整を行うものとする。

（出資契約の締結及び農研機構発ベンチャー企業の認定）

第8条 農研機構は、出資を行うに当たっては、当該出資を行うことを決定した成果活用事業者（以下「出資対象ベンチャー企業」という。）と出資に関する契約（以下「出資契約」という。）を締結するものとする。

2 出資契約には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 農研機構が出資する額並びにその内容及び期間に関する事項
- 二 農研機構が出資を行うための条件に関する事項
- 三 農研機構が株式を取得する場合にあっては、当該株式の種類及びそれぞれの数
- 四 知的財産権を現物出資する場合にあっては、当該知的財産権の価額及び取扱いに関する事項
- 五 建物又は物品を現物出資する場合にあっては、当該建物又は物品の価額及び取扱いに関する事項
- 六 反社会的勢力の排除に関する事項
- 七 経営者及び経営者に準ずる者の責任に関する事項
- 八 農研機構の保有する株式の譲渡先探索への協力に関する事項
- 九 その他農研機構が必要と認める事項

3 理事長は、出資契約を締結するに当たっては、あらかじめ、当該出資契約の具体的な内容及び条件に係る審査を第24条第1項に規定する出資・支援実施委員会（以下「出資・支援実施委員会」という。）に諮るものとする。

4 出資・支援実施委員会は、前項の審査の結果、問題がないと判断した場合にあってはその旨を投資等審査委員会に報告するものとし、問題があると判断した場合にあってはその旨を理事長に報告するものとする。

5 投資等審査委員会は、出資・支援実施委員会から前項の報告を受けた場合には、当該報告に係る出資契約の具体的な内容及び条件の妥当性に係る審査を行い、その結果を理事長に報告するものとする。

6 理事長は、投資等審査委員会から前項の報告を受けた場合には、その結果を役員会に付議した上で、当該出資契約の具体的な内容及び条件並びに農研機構発ベンチャー企業として認定するかどうかを決定するものとする。

7 理事長は、前項の規定により農研機構発ベンチャー企業として認定した場合には、当該出資対象ベンチャー企業に対して別に定める認定書（以下「認定書」という。）を交付するとともに、出資契約を締結するものとする。

（出資の実施後の状況把握及び対応）

第9条 理事長は、前条第6項の規定により農研機構発ベンチャー企業として認定した出資対象ベンチャー企業（以下「認定出資対象ベンチャー企業」という。）に対し、毎事業年度の定時株主総会終了後、速やかに別に定める事業実施状況報告書（以下「事業実

施状況報告書」という。)を提出させ、状況把握及び検証を行い、その結果を出資検討委員会に報告するものとする。

- 2 出資検討委員会は、前項の報告を受けた場合には、出資の継続の可否について検討し、その結果を理事長に報告するものとする。
- 3 理事長は、前項の報告の結果、認定出資対象ベンチャー企業が次の各号のいずれかに該当する場合には、第20条第1項に規定する出資管理者（以下「出資管理者」という。）に当該認定出資対象ベンチャー企業に対する詳細の調査を命ずるものとする。
 - 一 経営又は事業計画の実施に重大な障害が生じたと認められる場合
 - 二 役員等及び従業員に背信的行為の疑いがあると認められる場合
 - 三 第三者から農研機構の保有する株式の譲渡の申し出があった場合
 - 四 その他理事長が必要と判断した場合
- 4 出資管理者は、前項の調査を命じられた場合には、速やかに調査を実施し、その結果を出資検討委員会に報告するものとする。
- 5 出資検討委員会は、前項の報告を受けた場合には、調査内容を踏まえ、保有株式の譲渡、営業譲渡・合併の支援、会社の清算の支援その他必要と認める措置について検討し、その結果を理事長に報告するものとする。
- 6 理事長は、第2項又は前項の報告を受けた場合には、当該報告を役員会に付議した上で、認定出資対象ベンチャー企業に対する出資の継続の可否又は前項の報告に基づく措置について決定するものとする。

（議決権の行使、保有株式の譲渡）

- 第10条 農研機構が第4条第2項の規定により取得し、保有する株式による、認定出資対象ベンチャー企業に対する議決権の行使は、個別の事案に応じて適切な方法によるものとする。
- 2 農研機構は、適切な相手方に対して、その保有する認定出資対象ベンチャー企業の株式を譲渡することができるものとする。
 - 3 理事長は、第1項の規定による議決権の行使並びに前項の規定による保有する株式の譲渡に関する妥当性及び価額等の譲渡に係る条件については、出資検討委員会に諮り、その結果を役員会に付議した上で、決定するものとする。

第3章 支援

（支援の対象等）

- 第11条 農研機構は、成果活用事業者であって、第4条第1項各号に掲げる要件の全てを満たすものに対し、支援を行うことができるものとする。
- 2 農研機構は、支援を行うに当たり理事長が特に必要と認める場合には、当該支援の対価（第13条各項に規定する対価をいう。）を軽減する等の措置をとることができるものとする。

（支援の内容）

- 第12条 農研機構が行う支援は、次に掲げるものとし、農研機構発ベンチャー企業の認

定を受けた日の翌日から起算して5年間を限度とする。

- 一 農研機構の所有する知的財産権の実施又は利用の許諾（公益性及び公平性の観点から不適当と認められる場合を除く。）
- 二 農研機構の所有する建物又は物品の貸付け

（支援の対価）

第13条 農研機構は、前条第1号に掲げる支援の対価として、次に掲げる費用を徴収するものとする。

- 一 知的財産権の実施又は利用の許諾に係る実施料又は利用料
 - 二 知的財産権の独占的な実施又は利用を許諾する場合における当該許諾期間中に、許諾を希望する国において生じる当該知的財産権に係る権利化及び権利の維持に必要な費用
- 2 農研機構は、前条第2号に掲げる支援の対価として、不動産管理規程又は物品管理規程の定めるところにより建物又は物品の貸付料、光熱水料等を徴収するものとする。

（対価の軽減等の措置等）

第14条 農研機構がとる支援の対価を軽減する等の措置は、次に掲げるものとし、その期間は当該支援の実施期間を限度とする。

- 一 前条第1項第1号の実施料又は利用料を算定するに当たり、知的財産権実施規程第6条第1項又は第2項に規定する実施料率又は利用料率を50パーセントを限度として軽減すること。
 - 二 前条第2項の貸付料について50パーセントを限度として軽減すること。
 - 三 前条第2項の貸付料を無償とすること。
- 2 農研機構は、前項第3号の措置をとる場合においては、当該措置に係る成果活用事業者の発行した株式又は新株予約権を取得し、及び保有することができるものとする。この場合において、取得し、及び保有する株式の数は、理事長が特に必要と認める場合を除き、当該成果活用事業者の発行済株式の総数の2分の1未満としなければならない。

（支援の申請）

第15条 農研機構による支援を希望する成果活用事業者は、別に定める支援認定申請書により農研機構に申請しなければならない。

（支援の審査、決定等）

第16条 理事長は、前条の規定による支援を希望する申請があった場合には、当該申請をした成果活用事業者が第4条第1項各号に掲げる要件を満たしているかどうかの審査を投資等審査委員会に諮るものとし、投資等審査委員会は当該審査の結果を第24条第1項に規定する支援審査委員会（以下「支援審査委員会」という。）に報告するものとする。

- 2 支援審査委員会は、投資等審査委員会から前項の報告を受けた場合には、当該報告に係る成果活用事業者に対する支援の適否、内容及び条件に係る審査を行い、その結果を

理事長に報告するものとする。

- 3 理事長は、支援審査委員会から前項の報告を受けた場合には、その結果を役員会に付議した上で、当該結果に係る成果活用事業者に対する支援の適否、内容及び条件を決定するものとする。
- 4 理事長は、前項の規定により決定した事項について、当該決定に係る成果活用事業者に対し、別に定める支援検討結果決定通知書により通知するものとする。
- 5 スタートアップ管理役及び業務改革推進室長は、第3項の規定により理事長が決定した支援の内容及び条件について、当該決定に係る部署に通知するとともに、次条第1項に規定する支援に関する契約の具体的な内容及び条件その他支援に必要な事項の調整を行うものとする。

（支援契約の締結及び農研機構発ベンチャー企業の認定）

第17条 農研機構は、支援を行うに当たっては、当該支援を行うことを決定した成果活用事業者（以下「支援対象ベンチャー企業」という。）と支援に関する契約（以下「支援契約」という。）を締結するものとする。

- 2 支援契約には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 農研機構が行う支援の内容及び期間に関する事項
 - 二 農研機構が支援を行うための条件に関する事項
 - 三 支援の対価及び第14条に規定する対価の軽減等の措置等に関する事項
 - 四 反社会的勢力の排除に関する事項
 - 五 経営者及び経営者に準ずる者の責任に関する事項
 - 六 農研機構の保有する株式の譲渡先探索への協力に関する事項
 - 七 その他農研機構が必要と認める事項
- 3 理事長は、支援契約を締結するに当たっては、あらかじめ、当該支援契約の具体的な内容及び条件に係る審査を出資・支援実施委員会に諮るものとする。
- 4 出資・支援実施委員会は、前項の審査の結果問題がないと判断した場合にあってはその旨を投資等審査委員会に報告するものとし、問題があると判断した場合にあってはその旨を理事長に報告するものとする。
- 5 投資等審査委員会は、出資・支援実施委員会から前項の報告を受けた場合には、当該報告に係る支援契約の具体的な内容及び条件の妥当性に係る審査を行い、その結果を理事長に報告するものとする。
- 6 理事長は、投資等審査委員会から前項の報告を受けた場合には、その結果を役員会に付議した上で、当該支援契約の具体的な内容及び条件並びに農研機構発ベンチャー企業として認定するかどうかを決定するものとする。
- 7 理事長は、前項の規定により農研機構発ベンチャー企業として認定した場合には、当該支援対象ベンチャー企業に対して認定書を交付するとともに、支援契約を締結するものとする。

（支援の実施後の状況把握及び対応）

第18条 理事長は、前条第6項の規定により農研機構発ベンチャー企業として認定した

支援対象ベンチャー企業（以下「認定支援対象ベンチャー企業」という。）に対し、毎事業年度の定時株主総会終了後、速やかに事業実施状況報告書を提出させ、その内容を支援審査委員会に報告するものとする。

- 2 支援審査委員会は、前項の報告を受けた場合には、支援の中止、変更等について審査し、その結果を理事長に報告するものとする。
- 3 理事長は、前項の報告の結果、認定支援対象ベンチャー企業が次の各号のいずれかに該当する場合には、第20条第1項に規定する支援管理者（以下「支援管理者」という。）に当該認定支援対象ベンチャー企業に対する詳細の調査を命ずるものとする。
 - 一 経営又は事業計画の実施に重大な障害が生じたと認められる場合
 - 二 役員等及び従業員に背信的行為の疑いがあると認められる場合
 - 三 その他理事長が必要と判断した場合
- 4 支援管理者は、前項の調査を命じられた場合には、速やかに調査を実施し、その結果を支援審査委員会に報告するものとする。
- 5 支援審査委員会は、前項の報告を受けた場合には、調査内容を踏まえ、保有株式の譲渡、新株予約権の権利行使その他必要と認める措置について審査し、その結果を理事長に報告するものとする。
- 6 理事長は、第2項又は前項の報告を受けた場合には、当該報告を役員会に付議した上で、認定支援対象ベンチャー企業に対する支援の中止若しくは変更等又は前項の報告に基づく措置について決定するものとする。

（議決権の行使、保有株式等の譲渡等）

- 第19条 農研機構が第14条第2項の規定により取得し、保有する株式による、認定支援対象ベンチャー企業に対する議決権の行使は、個別の事案に応じて適切な方法によるものとする。
- 2 農研機構は、適切な相手方に対して、その保有する認定支援対象ベンチャー企業の株式を譲渡することができるものとする。
 - 3 農研機構は、認定支援対象ベンチャー企業から取得した新株予約権について、権利を行使して、当該認定支援対象ベンチャー企業の株式を取得することができるものとする。
 - 4 理事長は、第1項の規定による議決権の行使、第2項の規定による保有する株式の譲渡に関する妥当性及び価額等の譲渡に係る条件並びに前項の規定による新株予約権の権利行使については、支援審査委員会に諮り、その結果を役員会に付議した上で、決定するものとする。

第4章 管理

（出資及び支援の管理体制）

- 第20条 農研機構は、農研機構発ベンチャー企業（認定出資対象ベンチャー企業及び認定支援対象ベンチャー企業を総称する。以下同じ。）に対する調査及び農研機構発ベンチャー企業が実施する事業の円滑かつ効率的な推進に資するため、出資管理者及び支援管理者を置く。

- 2 出資管理者は、スタートアップ管理役とし、次に掲げる業務を行う。
 - 一 出資に関する外部からの相談への対応
 - 二 認定出資対象ベンチャー企業の経営戦略及び経営状況に関する調査
 - 三 前2号に掲げる業務に付随する業務
- 3 支援管理者は、スタートアップ管理役とし、次に掲げる業務を行う。
 - 一 支援に関する外部からの相談への対応
 - 二 認定支援対象ベンチャー企業の経営戦略及び経営状況に関する調査
 - 三 前2号に掲げる業務に付随する業務

(出資又は支援の中止、変更又は取消し)

- 第21条 農研機構は、次の各号のいずれかに該当する場合は、出資又は支援の期間中であっても、当該出資又は支援を中止し、又は変更をすることができる。
- 一 農研機構の業務に支障がある場合又はそのおそれがある場合
 - 二 農研機構が公共上の見地から特に必要があると認める場合
 - 三 農研機構発ベンチャー企業又は当該農研機構発ベンチャー企業の役員及び従業員若しくは役員及び従業員であった者が農研機構の信用を失墜させた場合
 - 四 農研機構発ベンチャー企業又は当該農研機構発ベンチャー企業の役員及び従業員若しくは役員及び従業員であった者が第8条第1項の規定により締結した出資契約又は第17条第1項の規定により締結した支援契約に定める条件を遵守しない場合
 - 五 農研機構からの出資又は支援を行う必要がなくなったと認められる場合
- 2 理事長は、前項の規定により農研機構発ベンチャー企業に対する出資又は支援を中止し、又は変更をする場合には、役員会に付議した上で、別に定める通知書により当該農研機構発ベンチャー企業に通知するものとする。
- 3 農研機構は、認定出資対象ベンチャー企業又は認定支援対象ベンチャー企業が、第6条又は第16条の規定による申請に際して虚偽の申請を行ったときその他これに準ずると認める行為を発見したときには、農研機構発ベンチャー企業の認定の取消しをすることができる。
- 4 第2項の規定は、前項の農研機構発ベンチャー企業の認定の取消しをする場合の手続について準用する。

(農林水産省への報告及び情報の管理・公開)

- 第22条 農研機構は、農研機構発ベンチャー企業を認定した場合は、適時適切に農林水産省に報告するものとする。
- 2 農研機構は、農研機構発ベンチャー企業から株式又は新株予約権を取得した場合は、社会的な説明責任を果たせるよう、案件ごとに株式又は新株予約権を取得するとの判断に至った経緯及び理由、取得株数の考え方等を記録し、保持するものとする。
- 3 農研機構は、農研機構発ベンチャー企業への出資又は支援の内容及び背景、その後の評価、当該農研機構発ベンチャー企業の財務情報、将来に向けた対応方針等について、当該農研機構発ベンチャー企業の企業秘密に配慮した上で、農研機構の財務諸表、事業報告書、ウェブサイト等を通じ、適時適切な情報の公開を行うものとする。

(民間ベンチャーキャピタル等との連携)

- 第23条 農研機構は、農研機構発ベンチャー企業への民間からの出資又は支援を促進するため、民間ベンチャーキャピタル、銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行をいう。）その他の金融機関（以下「民間ベンチャーキャピタル等」と総称する。）と連携し、相互補完的な関係を構築するよう努めるものとする。
- 2 農研機構は、前項の規定により民間ベンチャーキャピタル等との連携関係を構築する場合は、連携協定を締結するものとする。
- 3 理事長は、前項の連携協定を締結するに当たっては、あらかじめ、当該連携協定の具体的な内容及び条件に係る審査を出資・支援実施委員会に諮るものとする。
- 4 理事長は、前項に規定する審査の結果について出資・支援実施委員会から報告を受けた場合には、当該連携協定の具体的な内容及び条件の妥当性に係る審査を投資等審査委員会に諮るものとする。
- 5 理事長は、前項に規定する審査の結果について投資等審査委員会から報告を受けた場合には、その結果を役員会に付議した上で、当該連携協定の具体的な内容及び条件を決定するものとする。
- 6 農研機構は、民間ベンチャーキャピタル等と締結した連携協定を実施するため必要があると認める場合には、当該民間ベンチャーキャピタル等との間で、個別に連携協定を実施するための契約（以下「連携協定実施契約」という。）を締結するものとする。
- 7 新事業推進管理役は、前項の連携協定実施契約を締結するに当たっては、あらかじめ、当該連携協定実施契約に係る研究開発の成果を活用する農研機構発ベンチャー企業、本部事業開発部及び当該研究開発の成果を管理する研究所と共同して当該連携協定実施契約の具体的な内容及び条件を検討し、その結果を理事長に報告するものとする。
- 8 理事長は、前項に規定する検討の結果について新事業推進管理役から報告を受けた場合には、当該報告に係る連携協定実施契約の具体的な内容及び条件に係る審査を出資・支援実施委員会に諮るものとする。
- 9 理事長は、前項に規定する審査の結果について出資・支援実施委員会から報告を受けた場合には、当該連携協定実施契約の具体的な内容及び条件の妥当性に係る審査を投資等審査委員会に諮るものとする。
- 10 理事長は、前項に規定する審査の結果について投資等審査委員会から報告を受けた場合には、その結果を役員会に付議した上で、当該連携協定実施契約の具体的な内容及び条件を決定するものとする。

第5章 委員会

(委員会の設置)

- 第24条 農研機構は、この規程に基づく出資及び支援の実施に関し必要な事項を審議するため、投資等審査委員会、出資検討委員会、支援審査委員会及び出資・支援実施委員会を置く。
- 2 投資等審査委員会は、次に掲げる事項を審査する。
- 一 第7条第1項及び第16条第1項の適格性に関すること。

- 二 第8条第5項の出資契約及び第17条第5項の支援契約の具体的な内容及び条件の妥当性に関すること。
 - 三 前条第4項の連携協定及び同条第9項の連携協定実施契約の具体的な内容及び条件の妥当性に関すること。
 - 四 前3号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項
- 3 出資検討委員会は、次に掲げる事項を検討する。
- 一 第7条第2項の出資の適否、内容及び条件に関すること。
 - 二 第9条第2項の出資の継続の可否並びに同条第5項の保有株式の譲渡、営業譲渡・合併の支援、会社の清算の支援その他必要と認める措置に関すること。
 - 三 第10条第3項の議決権の行使並びに保有する株式の譲渡に関する妥当性及び価額等の譲渡に係る条件に関すること。
 - 四 前3号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項
- 4 支援審査委員会は、次に掲げる事項を審査する。
- 一 第16条第2項の支援の適否、内容及び条件に関すること。
 - 二 第18条第2項の支援の中止、変更等及び同条第5項の保有株式の譲渡、新株予約権の権利行使その他必要と認める措置に関すること。
 - 三 第19条第4項の議決権の行使、保有する株式の譲渡に関する妥当性及び価額等の譲渡に係る条件並びに新株予約権の権利行使に関すること。
 - 四 前3号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項
- 5 出資・支援実施委員会は、次に掲げる事項を審査する。
- 一 第8条第3項の出資契約及び第17条第3項の支援契約の具体的な内容及び条件に関すること。
 - 二 前条第3項の連携協定及び同条第8項の連携協定実施契約の具体的な内容及び条件に関すること。
 - 三 前2号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項
- 6 第2項から前項までに定めるもののほか、投資等審査委員会、出資検討委員会、支援審査委員会及び出資・支援実施委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第6章 雑則

(情報システムによる手続)

- 第25条 この規程に基づく申請、報告等の手続は、情報システム（情報システム利用規程（20規程第114号）第2条第9号に規定する情報システムをいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。
- 2 前項の情報システムを使用する方法により行われた手続は、情報システムに係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに行われたものとみなす。

(その他)

- 第26条 この規程に定めるもののほか、出資及び支援の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和３年４月１日から施行する。

(ベンチャー企業支援措置実施規則の廃止)

- 2 ベンチャー企業支援措置実施規則（１５規則第４８号）は、廃止する。

附 則（令和５.１.３０ ０４規程第１７６-１号）

この規程は、令和５年２月１日から施行する。

附 則（令和５.４.１ ０５規程第１７６-２号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５.９.１５ ０５規程第１７６-３号）

この規程は、令和５年１０月１日から施行する。

附 則（令和６.１２.２０ ０６-１８規程第１７６-４号）

この規程は、令和７年１月１日から施行する。

附 則（令和７.３.１０ ０６-２４規程第１７６-５号）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。